

第2回 匝瑳市市民憲章検討委員会

— 会議結果概要 —

○開催日時 平成20年9月29日（月）午後1時30分～3時30分

○場 所 匝瑳市民ふれあいセンター 1階 談話室

○出席委員 伊東秀子、大木秀子、押尾悦子、及川一好、越川恭充、
此木三紅大、齋藤光雄、布施道子 （8人）

○欠席委員 宇井一夫、梅原一郎 （2人）

○市出席者 （事務局／企画課）市原副主幹、菊間主査補

1 開 会

2 委員長あいさつ

本日は、すでに事務局から「匝瑳市市民憲章応募文案一覧」という資料が前もって配布されていたので、委員の皆さんにあっては目を通していただいていると思う。

これらの応募文案について各委員の皆さんの御意見を頂きながら、本日はある程度の検討結果を出していきたいと考えているのでよろしくお願いします。

3 議 事

(1) 市民憲章文案の応募結果について

<事務局説明>

第1回市民憲章検討委員会の結果をふまえ、8月1日から31日までの1か

月間にわたり市民憲章の文案を募集した。広報そうさやホームページ、防災行政無線による募集のほか、匝瑳市役所本庁舎、野栄総合支所、市民ふれあいセンター、八日市場公民館及びふれあいパーク八日市場の5箇所に市民憲章募集チラシ・応募用紙及び応募箱を設置し募集を行った。なお、小中学校には別途、市民憲章の応募を依頼した。その結果、応募総数 228 件、応募人数 217 人で、2 件については団体からの応募である。なお2件（2人）は市外在住のため無効とし、有効件数は226件となった。

応募者（応募総人数）の内訳は、成人が6人、小学生が209人、中学生が生徒会として1団体、不詳が1人である。小学生の内訳は、共興小学校が137人、野田小学校が62人、須賀小学校が4人、椿海小学校が4人、豊栄小学校が1人、八日市場小学校は6年生一同として応募があり1団体としてカウントした。

性別については男性99人、女性115人、不詳1人である。

この結果を「匝瑳市市民憲章応募文案一覧」としてまとめた。この一覧については、第1回検討委員会において、公正な検討・選定を行うため氏名等の個人情報除いた上で委員に提示するという事になっていたので、氏名等を除き、文案のみの一覧とさせていただいた。

<主な意見・質問>

議長

それでは、応募文案についての感想や意見を頂きたいと思うが、私としては、大人の応募が非常に少なく、大きな問題であると思う。関心がないということである。今までの市民憲章のPRや認識を高めるような活動が足りなかったような気がする。

委員

そもそも市民憲章とは何かというのを理解されていない。一般的にはそれほど重きを置いていないというのが実情である。

市民憲章を制定したからといって匝瑳市がよくなるとは限らないという厳しい市民の意見もある。

委員

誰もがわかるような文章で、4文字でも5文字でも、たった数文字でもよいので、そういうわかりやすく印象深いものであれば違うと思う。

委員

制定した時には、広報に掲載するなどそれなりにPRするので、多少は関心を持つと思うが、何年か経つと全く関心がなくなる。このためPRは必要だと思う。

なお、子どもの応募が多いということは、前向きに考えれば、将来の匠瑳市にとって大変よいことである。何年か経った時、「あの時、市民憲章の制定に関わった」と少しでも心に残ればよい結果につながると思う。

応募文案を見て、「こういうまちだったらいいな」というように、子どもは子どもなりに考えているなど感じた。

また、市の基本構想には、人、自然、文化、産業、環境、健康、福祉などさまざまな分野が網羅されており相当のボリュームがある。このため、応募文案の中から「これだ」という一作品を選ぶのは難しい。しかし、いくつかの応募文案の良い部分を組み合わせればある程度まとめあげることができると思う。

委員

応募文案を見て、市民はごみの問題に非常に関心を持っていると感じた。

なお、私は、「歴史、伝統、文化を大切にする」という言葉が好きである。

やはり、市民憲章の素案の作成については、いくつかの文案を選択していつてはどうか。

委員

匠瑳市には市の理想があると思うが、それが市民にはあまり浸透されていない。

文案の中にはごみの問題が多く取り上げられていたが、実際にはごみの分別が滅茶苦茶である。

市民憲章を制定するにしても、お題目だけで終わってはいけない。皆で一丸となって理想を持って市を立て直すとか建設していくという気概がないとまらない。

このため、この委員会では、例えば、応募者に大人が非常に少ないという問題など、問題点について考えていかなければいけない。そういうディスカッションをどんどん行っている委員会でありたい。

委員

応募文案を一つに絞るのは難しい。何点か部分的に張り合わせて、簡潔でわかり易い文案を作成していくほうがよいと思う。

委員

子どもは子どもなりに考えていると感じた。また、何人もの子どもたちが同じようなことを書いているということも感じた。

なお、市民憲章を制定した際には、例えば団体の会合の時などにアピールするなど、匝瑳市を良くしようと努めていければと考えている。

委員

子どもたちからの応募と思われる文案では、犯罪やごみをなくすという趣旨のものがとても多い。確かに市内にはごみが多い。私の家の山にもごみが投げ捨てられていて困っている。自分の所有でない土地には捨てられてしまう。

このため、きれいなまちにしようということをどうやって簡潔に言い表すかを考えなければならない。

また、応募文案の中には食べるための手法についての作品がなかった。これについては、非常に難しい問題である。

市民憲章は委員の皆さんで練りに練って、市民が納得し、わかってもらえる最善の文章を作らないと全然役に立たないものになってしまう。

委員

ごみのことを書いているものが多い。実際、特に海岸にごみが多い。モラル

が低く、自分さえよければいいという考えがあることが非常に残念。子どもたちがきれいなまちにしたいという思いがあるのはよくわかる。私たちもそれを本当に一緒に願ってよいまちをつくっていかねければと感じた。

今の世の中は非常に物騒で、安心して暮らせるまちを願いたい。

市民憲章は、いつでも心の中で唱和できるような、簡潔な言葉で言い表せるようなものにしたい。

議長

私は、果たしてこの応募文案だけで市民憲章を検討していったよいものか疑問に感じた。このため、例えば、各種団体に問いかけてみてはどうか。市民憲章を制定するにあたって、こういう市になってもらいたいという考えが必ずあると思う。

事務局

八日市場市民憲章にあたっては、学校や家庭に市民憲章を配るなどにとどまっていた。このため、市職員でも市民憲章を暗記している者はいないと思う。

委員の皆さんからの御意見を頂き、市民憲章の制定後の推進が如何に重要であるかということがわかった。制定後のフォローが大切である。市民に如何に市民憲章を浸透させることができるかが、制定した成果だと考えている。

(2) 市民憲章素案の検討について

議長

応募文案の中から一つを選んでまとめるのは厳しい。いくつかの応募文案の中から良いと思う言葉があれば抜き出して、あるいは、応募文案にはないが良いと思う言葉があればそれを提示していただき、それらをキーワードとして素案を作成していったらどうか。

委員

「道徳」「思いやり」。今の時代、これらが欠けてきているので、これらの言

葉を入れてはどうか。「思いやり」という言葉は複数人から応募されている。

委員

私が気に入っている言葉がある。JR東海の「そうだ 京都、行こう。」である。この言葉はすばらしいと思う。このように簡単な言葉で匝瑳市の魅力を伝えられる言葉はないかと日ごろから考えている。

委員

匝瑳市を一言で言い表せるような言葉がよい。
ずらずらと書いてもよくないと思う。

委員

市民憲章はどこのまちもみんな同じである。自然が豊かだとか、親切だとかきれいなまちだとか…。市民憲章はもっと画期的であってもよいと思う。匝瑳市の個性を見つめて作成していきたい。

委員

以前8年間長野に住んでいた。こちらに帰ってきた時、まず目についたのは「植木のまち八日市場」という大きな看板であるが、本当にそうだという強い印象はなかった。看板に負けてしまっていると思った。道路は草だらけで、まちをきれいにするという意識が薄れていると感じた。長野は、人の温かみがあってまちがきれいでごみが全然なかった。

委員

市役所の前に「ボランティア活動推進のまち」などという大きな看板がある。
しかし、私はボランティアをやっている人を知らない。かけ声だけではいけないし、看板だけではもったいない。
したがって、市民憲章も中身がないものにはしたくない。

委員

「匝瑳」という言葉はとてもよい。この地域に合っている。

市民憲章は、一言で何かを伝えられると子どもたちにも親しんでもらえるのではないか。

委員

これが匝瑳だというのがほしい。

委員

「活力」という言葉を使った文案があった。これはすべてにあてはまるもので、非常によいと思う。ただし、2文字で通せるかという懸念はある。

委員

お年寄りも活力をもってもらいたいし、若い人たちも元気がないから活力を持ってもらいたいというのは事実である。

委員

先ほど、議長から各種団体に問いかけてみてはどうかという御提案があった。とてもよい提案であるとは思いますが、制定までのスケジュールを考えると厳しいのではないかとと思われる。やはり、応募された文案を基に修正していきながらまとめていったほうがよいのではないか。

議長

ではここで、応募文案の中でどれがよかったか具体的に皆さんに応募文案の番号をあげていただきたい。

※各委員が良いと思う作品を一人ずつ提示していき、合計12点が選定された。

※各委員により選定された12点の応募文案について、事務局にて再度一覧を作成し各委員に配布した。

委員

募集時には応募基準が示されている。この応募基準にいずれもあてはまる文案を基にして、さらに何点かをピックアップして手直しをしていくのがよいのではないか。

委員

「健康」「笑顔」という言葉を入れてはどうか。

委員

「みんなが輝く匠瑳」というのはとてもよい言葉である。

例えば、市民憲章のタイトルを「みんなが輝く匠瑳市民憲章」としてはどうか。

委員

前文は掲載しなければならないのか。

事務局

多くの市民憲章が前文と本文から構成されている。しかし、募集の際は特に形式の指定はしていない。

本文を簡潔な文章にする場合は、それを説明するための前文が必要になると思うが、そうした形式にとらわれない全く新しい憲章でもよいと思われる。変わった市民憲章の中には一文字だけというものがある。ただし、それを説明するための前文は掲載されている。

委員

市民憲章というタイトルは付けなくてはならないのか。

事務局

特に決まりはないがほとんどの市が付けている。

※ここで、各委員により選定された応募文案12点の中からさらに5点が選定された。各委員は、この5点を基にして市民憲章素案を作成するものとし、次回の会議前までに素案を事務局まで提出することとされた。

(3) その他

次回（第3回）市民憲章検討委員会の日程は別途調整する。

4 閉 会